別表九㈠の記載要領第六号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第２号若しくは第39条の32第３項第２号に規定する適格合併又は同令第39条の125第４項第２号若しくは第39条の126第３項第２号に規定する適格合併による承継　同令第39条の31第６項第２号若しくは第39条の32第３項第２号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前事業年度等又は同令第39条の125第４項第２号若しくは第39条の126第３項第２号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前連結事業年度等におけるこの表の「投資勘定差額　㊻」の「翌期繰越額 ①－②＋③　④」の欄の金額

(2)　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第３号若しくは第39条の32第３項第３号に規定する適格分割等又は同令第39条の125第４項第３号若しくは第39条の126第３項第３号に規定する適格分割等による承継　同令第39条の31第６項第３号若しくは第39条の32第３項第３号に規定する適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）又は同令第39条の125第４項第３号若しくは第39条の126第３項第３号に規定する適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度）開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度）におけるこの表の「投資勘定差額　㊻」の「翌期繰越額 ①－②＋③　④」の欄の金額

別表十㈠の表中「措法第60条第１項の表の各号又は措法第68条の63第１項の表の各号の該当号（第１号(情報通信産業特別地区)、第２号(特別自由貿易地域)又は第３号(金融業務特別地区)）」を「措法第60条第１項の表の各号又は措法第68条の63第１項の表の各号の該当号（第１号(情報通信産業特別地区)、第２号(国際物流拠点産業集積地域)又は第３号(金融業務特別地区)）」に、「所得基準額 ㈦×35/100」を「所得基準額 ㈦×35又は40/100」に改め、同表の記載要領第１号中「提出する法人」を「提出する内国法人」に改め、同号中「第36条第４項」を「第36条第３項」に、「第39条の90第４項」を「第39条の90第３項」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

３　「所得基準額 ㈦×35又は40/100　㈧」の欄は、内国法人が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第26条第３項若しくは第４項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法附則第37条第３項若しくは第４項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「又は40」を消し、その他の場合には「35又は」を消すこと。

別表十㈡の記載要領第１号中「提出する法人」を「提出する内国法人」に改め、同第１号を削り、同第２号を同第１号とする。